

3 疾病予防対策の促進 1 (栄養改善)

健康づくりに関する施策の基礎資料とするために調査を行うとともに、特定多数人に継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対する栄養管理指導及び栄養士の教育研修等を通じて資質の向上を図ることにより、市民の栄養摂取状況の改善を図る。

また、栄養相談や食環境の整備を行うことにより、市民が良好な食生活を実現できるように支援する。

(1) 国民健康・栄養調査の実施

(平成8年度保健所開設時開始 平成28年度予算：国10/10 1,923千円)

【事業の目的・内容】

国民の身体状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために実施する。(国の委託事業)

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第10条第1項、第3項、第11条第1項、第12条第1項 健康増進法施行規則第1条、第2条、第3条、第4条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》調査実施状況

年 度	2 4	2 5	2 6	2 7
調査地区	鶴田町, 西原町, 西川田町 (対象149世帯)	指定 なし	指定 なし	宮原3丁目, 菊水町西部 (対象29世帯)
事前説明会 出席世帯数	31 (出席率20.8%)			12 (出席率41.4%)
被調査世帯数	65 (協力率43.6%)			21 (協力率72.4%)
栄養摂取状況 (人)	140			58
身体状況調査 (人)	80			59
血液等検査(人)	39			21
歩数計調査(人)	97			38
生活習慣調査 (人)	144			42

※調査地区は、国が指定し、対象者に協力を得て実施（平成24年度は、拡大調査を実施）

(2) 給食施設に対する栄養管理指導の実施

(平成8年度保健所開設時開始 平成28年度予算：404千円 市単独)

【事業の目的・内容】

特定かつ多数人に対して継続的に食事を供給する施設（給食施設）に対し、給食施設の状況を把握し、栄養管理の実施について必要な指導及び助言を行うことにより、給食施設における栄養管理の徹底を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項、第19条、第20条、第22条、 第23条、第24条 健康増進法施行規則第5条、第6条、第7条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

① 「給食施設開始（再開）届」等受理状況及び「管理栄養士必置指定（取消）通知書」の交付状況

年 度		2 5		2 6		2 7	
施設の種類の		特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設	特 定 給食施設	その他の 給食施設
届出 受理	給食施設開始（再開）届	7	1 1	1 4	8	1 4	9
	給食施設変更届	8 5	2 5	8 8	1 8	8 7	1 4
	給食施設休止（廃止）届	8	1 1	7	7	5	8
管理栄養士必置指定通知書交付		0	—	0	—	0	—
管理栄養士必置指定取消通知書交付		0	—	0	—	0	—

② 給食施設数（平成28年3月31日現在）

	特定給食施設			その他の給食施設		合計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
学 校	0	7 8	2 9	2	1	1 1 0
病 院	8	1	1 8	4	1	3 2
介護老人保健施設	0	0	9	1	0	1 0
老人福祉施設	0	0	1 4	3 0	5	4 9
児童福祉施設	0	0	5 7	2 1	0	7 8
社会福祉施設	0	0	2	9	1	1 2
事業所	2	9	2 4	8	1	4 4
寄宿舍	0	0	0	2	1	3
矯正施設	0	0	1	0	0	1
自衛隊	1	0	1	0	0	2
一般給食センター	1	3	1	1	0	6
その他	0	6	9	1 5	3	3 3
合 計	1 2	9 7	1 6 5	9 3	1 3	3 8 0

※ 特定給食施設 1回100食又は1日250食以上の食事を供給する給食施設
その他の給食施設数は届出のある施設

③ 研修会実施状況

<食育指導者・栄養管理者研修会>

開催日	内容	対象者	参加者数
2月12日	「日本人の食事摂取基準（2015年版）の概要について～健康寿命の延伸を目指した栄養管理～」 講師：女子栄養大学 石田裕美教授	（1）市内に在住か通勤している，日常的に食育指導に携わっている者 （2）市内給食施設の栄養管理担当者（管理栄養士・栄養士・調理師など）	200人

<給食業務従事者研修会>

開催日	内 容	対 象	参加者数
6月1日(月) 6月5日(金)	講話「給食施設の衛生管理について」 ～衛生管理の基本と最新情報～ 講師：宇都宮市保健所生活衛生課 食品衛生監視員 説明「給食実施状況報告書の記入について」 宇都宮市保健所 健康増進課職員	学校，児童福祉施設， 老人福祉施設，幼稚園 ，社会福祉施設，事業 所，寄宿舍，矯正施設 ，自衛隊，一般給食セ ンター，(市立学校及び 市立保育園を除く。)	115施設 (120人)

④ 巡回指導実施状況

年度		特定給食施設			その他の給食施設		計
		管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
25	常勤栄養士配置あり	3	3	23	10	1	40
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	3	5	16	2	26
	計	3	6	28	26	3	66
26	常勤栄養士配置あり	2	10	24	11	0	47
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	1	1	9	5	0	16
	計	3	11	23	16	0	63
27	常勤栄養士配置あり	1	4	23	17	1	46
	非常勤栄養士配置あり 栄養士配置なし	0	2	14	3	0	19
	計	1	6	37	20	0	65

⑤ 個別相談実施状況(平成17年度開始)

年度	特定給食施設			その他の給食施設		計
	管理栄養士 必置指定施設	1回300食又は 1日750食以上	1回100食又は 1日250食以上	1回50食又は 1日100食以上	1回50食かつ 1日100食未満	
25	0	0	0	0	0	0
26	0	0	0	0	0	0
27	0	0	0	0	0	0

⑥ 給食メニューコンテストの実施

年度	25	26	27
応募点数	29	9	15

(2) 食品の栄養表示等に関する相談

(平成8年度保健所開設時開始 平成28年度予算：27千円 市単独)

【事業の目的・内容】

栄養表示等の表示に関する相談に対し、適正な表示について必要な指導及び助言を行うことにより、表示の適正化を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
<ul style="list-style-type: none"> ・食品表示法第4条 ・健康増進法第31条 ・「食品表示基準について」(平成27年3月30日消食表第139号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)について」の一部改正について(平成28年3月31日消表対第512号) ・「食品として販売に供する物に関して行う健康保持増進効果等に関する虚偽誇大広告等の禁止及び広告等適性化のための監視指導等に関する指針(ガイドライン)に係る留意事項」の一部改正について(平成28年4月7日消表対第545号) 	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》

年 度	23	24	25	26	27
相談件数	10	6	2	8	30

(4) 栄養士育成事業の実施

【事業の目的・内容】

栄養士の免許に関する申請の受理及び交付を行うと共に、各職域及び地域において栄養指導の担い手となる栄養士の資質の向上を図り、住民の栄養改善に資する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法、栄養士法施行令、栄養士法施行規則、栃木県栄養士法施行細則 栃木県知事の権限に属する処理の特例に関する条例第2条 健康増進法第3条、地域保健法第3条 「地域における行政栄養士による健康づくり及び栄養・食生活の改善の基本指針について」(平成25年3月29日健が発0329第4号)	健康増進課 健康づくりグループ

《実績》

① 栄養士免許・管理栄養士免許申請受理及び交付件数(県の経由事務)

年 度	栄養士免許			管理栄養士免許		
	新規	訂正・書換え	再交付	新規	訂正・書換え	再交付
23	63	24	5	23	28	2
24	50	20	4	22	16	0
25	66	22	5	12	21	2
26	70	34	7	27	18	1
27	59	43	7	31	20	0

② 管理栄養士課程履修学生指導

管理栄養士業務は、実際に生活し、人間の自立した食生活や健康を維持するための栄養ケアを支援することに置かれており、その実践力を身につけることが出来るよう支援する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
栄養士法第1条 管理栄養士養成施設における臨地実習及び栄養士養成施設における校外実習について（平成14年4月1日14文科高27健発0401009号）	健康増進課 健康づくりグループ

《実 績》

年 度	学校数（校）	学生数（実人数）
2 3	2	2
2 4	2	3
2 5	3	3
2 6	2	4
2 7	1	2

（５）病態別栄養相談の実施

（平成8年度保健所開設時開始 平成28年度予算：446千円 市単独）

【事業の目的・内容】

生活習慣病等慢性疾患の病態に応じた栄養相談を実施し、疾病の病状改善及び合併症予防を図るとともに、本人及び家族が食生活を中心とした疾病管理ができることを目的とする。また、難病の患者及び家族からの相談に応じ、食生活の不安を軽減し、生活の質の向上を図ることを目的とする。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法第18条第1項，第19条	健康増進課健康づくりグループ

《実 績》

① 個別相談

年 度	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
回 数	9 0	8 6	1 1 3	1 0 9	9 9
延人数	1 2 8	1 4 7	1 9 9	1 9 1	1 8 3

※実施場所

平成20年度 宇都宮市保健所
平成21年度～ 宇都宮市保健所，宇都宮市保健センター

（６）宇都宮市保健センター栄養相談の実施

（平成2年度開始 平成28年度予算：37千円 一部国1/3，県1/3，市1/3）

※平成18年度より老人保健事業から移行

【事業の目的・内容】

保健センター開館当初から、市民の栄養に関する個別の相談に対して、適切な指導・助言を行い、より一層の健康の保持増進を図るために実施している。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
健康増進法 第17条第1項 母子保健法 9条，10条 老人保健法 第15条（～19年度）	健康増進課保健センター

《実 績》

年 度	開催回数	来 所	電 話
2 3	2 9 5回	4 4 8人	3 0 5人
2 4	2 9 4回	4 6 4人	2 6 0人
2 5	2 9 4回	3 1 7人	2 1 9人
2 6	2 9 4回	2 1 7人	1 8 0人
2 7	2 9 3回	2 0 7人	1 6 8人